



職員による患者への虐待と思われる事案の発生について（第2報）

令和7年9月12日に発表した事案と同じ職員による別の5名の入院患者への事案（身体的虐待、心理的虐待と思われる事案）を新たに確認しましたので、精神保健福祉法第40条の3第1項に基づき横浜市の精神科病院における虐待通報窓口に通報しました。

1 発生場所

神奈川県立精神医療センター

2 職員（看護師）

50歳代・男性

3 発生の状況等

9月12日に発表した事案を受けて、当該職員の行動を観察カメラの録画映像（遡ることができた8月24日以降のもの）で確認したところ、入院患者の看護を行う過程で、虐待と思われる以下の行為を行っていた。

	患者	発生日	通報日	行為
公表済	患者A (成人・男性)	9/7	9/8	額を手で押す、「コロナに罹っているので部屋から出てはいけないこと、分かりますか」と大きな声を出して肩をゆする、薬を患者に投げる。
今回公表	患者B (成人・男性)	9/4 夜	10/1	車いすからベッドへ移動させる際、患者の体をベッドに投げ出す。また、訪室時に「バーカ」などの暴言を発する、患者の首を押す、頬を叩く、シーツ交換の際に体を強く動かしたことから、体がベッドの柵にぶつかるなど。
	患者C (成人・女性)	9/7 午前	10/1	ベッドに座っている患者にタオルのような物を投げる、頭を叩く、服薬の際に顔を上げさせるため、髪をつかむ。
	患者D (成人・女性)	9/7 午前 9/6 午後	10/1 10/14	ベッドに横になっている患者の体位を整える際に「ふざけるな」などの暴言を発する、頭や頬を叩く、手足を引っ張る、手や肘で頭を押さえるなど。
	患者E (成人・男性)	9/6 午前	10/14	ベッドから起きようとした患者の動きを抑えるために顔をタオルを持った手で押す。

（新たに確認した5名のうち、上記患者B～E以外の1名の方については、公表に同意を得られなかったことから記載していません。）

4 これまでの取組及び今後の対策

(1) これまでの取組

- ・ 職員に対して、令和6年4月施行の改正精神保健福祉法や虐待防止について、周知徹底を図ってきました。
- ・ 虐待防止研修やカンファレンスを実施してきました。
- ・ 令和7年4月から患者相談室を新たに設置し、患者や家族にとって相談しやすい体制を設けました。

(2) 患者Aの事案公表後の取組

- ・ 所長から、院内の各部門の責任者に対して直接、患者Aに係る事案について共有するとともに、職員に対して虐待に対する注意喚起を行いました。また、虐待防止について、緊急研修を実施しました。
- ・ 「皆さんの声」として患者から病院へのご意見・ご要望をいただくために用紙や二次元バーコードを病棟に置いています。この案内を、新たに入院時にも配布し、患者や家族がより相談しやすい体制を整備しました。
- ・ 職員に対しヒアリングを行い、他に同様の事例がないか改めて調査を行うとともに、保存ができた観察カメラの録画画像を一定期間(※)確認し、同様の行為がないことを確認しました。

※ 当該職員が看護業務を行っていた病棟は7日分、部屋にカメラが設置されている他の病棟は3日分

(3) 今後の対策

- ・ 業務や人員配置の見直しを進めるとともに、虐待防止に係る教育や研修、モニタリング等の企画や対策を一元的に進める院内体制を整備します。
- ・ 外部の方に助言・関与いただく仕組みを設けます。

(問合せ先)

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター

事務局長 遠藤

電話：045-822-0241（代表）